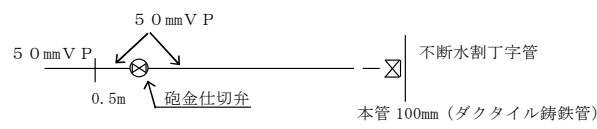
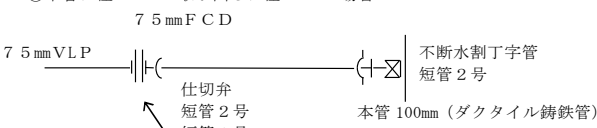
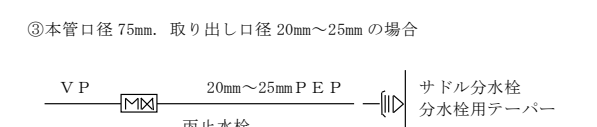
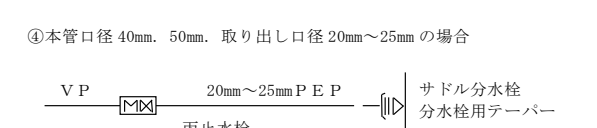

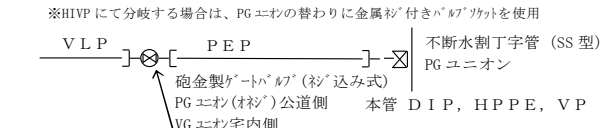
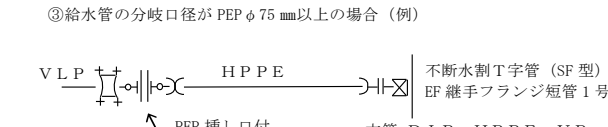
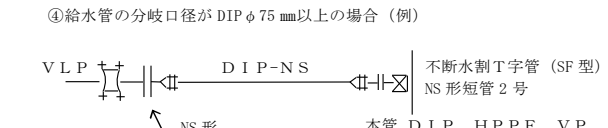
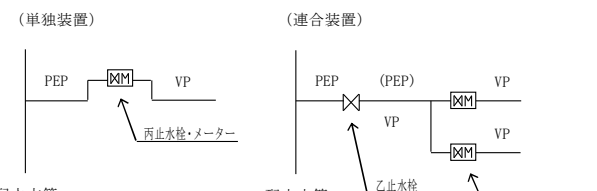
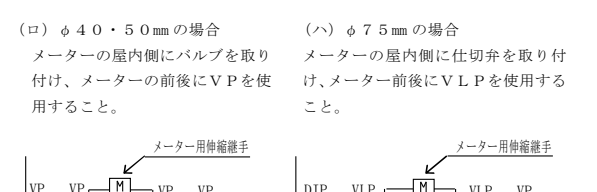
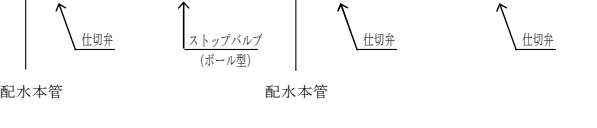
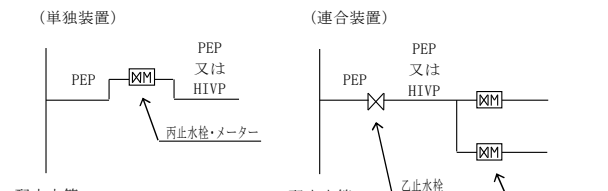
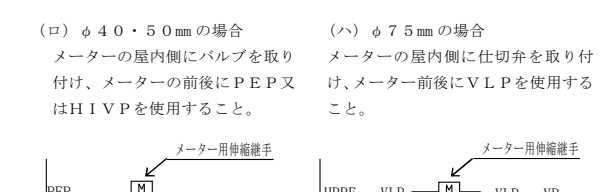
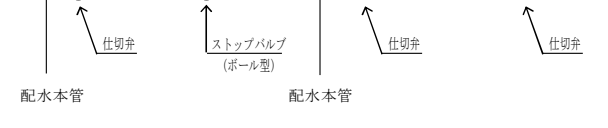


旧 基 準	新 基 準	説 明																																																																																																																																																																																
<p>第1章 給水装置の総説</p> <p>2. 配水管</p> <p>1) 配水本管 幹線としての役目を果たすもので、φ75mm以上の配水管を言う。</p> <p>第2章 設計</p> <p>2. 基本調査</p> <p>表2-1 調査項目と内容</p> <table border="1" data-bbox="142 409 701 1181"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査(確認)場所</th> </tr> <tr> <th>工事申込者</th> <th>水道事業者</th> <th>現場</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事場所</td> <td>町名、丁名、番地等住所表示番号</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 使用水量</td> <td>使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>4. 屋外配管</td> <td>水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 屋内配管</td> <td>給水栓の位置(種類と個数)、給水用具</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 配水管の布設状況</td> <td>口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 道路状況</td> <td>種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>道路管理者</td> </tr> <tr> <td>8. 各種埋設物の有無</td> <td>種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>9. 現地の施工環境</td> <td>施工時間(昼・夜)、関連工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>10. 既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>11. 受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 工事に關する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>利害関係者</td> </tr> <tr> <td>13. 建築確認</td> <td>建築確認通知(番号)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査(確認)場所				工事申込者	水道事業者	現場	その他	1. 工事場所	町名、丁名、番地等住所表示番号	○		○		2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○		3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番	○	○	○	所有者	4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置	○		○		5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○		6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○		7. 道路状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者	8. 各種埋設物の有無	種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置			○	埋設物管理者	9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物管理者	10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者	11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○		12. 工事に關する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者	13. 建築確認	建築確認通知(番号)	○				<p>第1章 給水装置の総説</p> <p>2. 配水管</p> <p>1) 配水本管 幹線としての役目を果たすもので、<b>φ350mm</b>以上の配水管を言う。</p> <p>2. 基本調査</p> <p>表2-1 調査項目と内容</p> <table border="1" data-bbox="766 409 1325 1181"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査(確認)場所</th> </tr> <tr> <th>工事申込者</th> <th>水道事業者</th> <th>現場</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事場所</td> <td>町名、丁名、番地等住所表示番号</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 使用水量</td> <td>使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>4. 屋外配管</td> <td>水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 屋内配管</td> <td>給水栓の位置(種類と個数)、給水用具</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 配水管の布設状況</td> <td>口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 道路状況</td> <td>種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>道路管理者</td> </tr> <tr> <td>8. 各種埋設物の有無</td> <td>種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>9. 現地の施工環境</td> <td>施工時間(昼・夜)、関連工事</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>埋設物管理者</td> </tr> <tr> <td>10. 既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>11. 受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 直結増圧方式の場合</td> <td>配水管の水圧、管の構造、位置、配管ルート</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 工事に關する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>利害関係者</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	調査(確認)場所				工事申込者	水道事業者	現場	その他	1. 工事場所	町名、丁名、番地等住所表示番号	○		○		2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○		3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番	○	○	○	所有者	4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置	○		○		5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○		6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○		7. 道路状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者	8. 各種埋設物の有無	種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置			○	埋設物管理者	9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物管理者	10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者	11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○		12. 直結増圧方式の場合	配水管の水圧、管の構造、位置、配管ルート	○	○	○		13. 工事に關する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者	<p>(P,1)</p> <p>(P,3)</p> <p>表2-1 調査項目12,に直結増圧方式の場合を追加した。 表2-1 調査項目建築確認を削除した。</p>
調査項目			調査内容	調査(確認)場所																																																																																																																																																																														
	工事申込者	水道事業者		現場	その他																																																																																																																																																																													
1. 工事場所	町名、丁名、番地等住所表示番号	○		○																																																																																																																																																																														
2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○																																																																																																																																																																														
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																													
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置	○		○																																																																																																																																																																														
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○																																																																																																																																																																														
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○																																																																																																																																																																														
7. 道路状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者																																																																																																																																																																													
8. 各種埋設物の有無	種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																													
9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																													
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																													
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○																																																																																																																																																																														
12. 工事に關する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者																																																																																																																																																																													
13. 建築確認	建築確認通知(番号)	○																																																																																																																																																																																
調査項目	調査内容	調査(確認)場所																																																																																																																																																																																
		工事申込者	水道事業者	現場	その他																																																																																																																																																																													
1. 工事場所	町名、丁名、番地等住所表示番号	○		○																																																																																																																																																																														
2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○																																																																																																																																																																														
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単線・連廊)、口径、管種、布設位置 使用水量、栓番	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																													
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置	○		○																																																																																																																																																																														
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○																																																																																																																																																																														
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○																																																																																																																																																																														
7. 道路状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者																																																																																																																																																																													
8. 各種埋設物の有無	種別(下水道・ガス・電気・電話等)、口径、布設位置			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																													
9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物管理者																																																																																																																																																																													
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水口径、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																													
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○																																																																																																																																																																														
12. 直結増圧方式の場合	配水管の水圧、管の構造、位置、配管ルート	○	○	○																																																																																																																																																																														
13. 工事に關する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者																																																																																																																																																																													
<p>3. 給水方式</p> <p>給水方式は、大別して直結式又はタンク式に分類される。これらの方式のいずれかを採用するかは、付近の配水管網の状況、地形、配水管布設計画との関連を十分調査のうえ決定し、給水管口径φ40mm以上又は、受水槽を設置する給水工事又は事業者が必要と認められたものについては事前に協議(給水装置事前協議書)しなければならない。</p> <p>1) 直結式給水 給水装置の末端である給水栓まで配水管の直圧を利用して給水する方式であり2階建家屋まで給水可能である。</p> <p>2) タンク式給水 受水タンクを設け、水をいったんこれに貯えてから給水する方式で、下記の場合は原則としてタンク式給水とする。</p> <p>(1) タンク式の種類</p> <p>a. 高置タンク方式 受水タンクにいったん受水したのち、揚水ポンプで高置タンクに貯水し、自然流下によって給水する方法</p> <p>b. 圧力タンク方式 受水タンクにいったん受水したのち、揚水ポンプで圧力タンクに貯え、その内部圧力によって給水する方法</p> <p>c. 加圧方式 受水タンクにいったん受水したのち、加圧ポンプの圧力で給水する方法</p> <p>* 選定上の注意事項 ・タンク給水方式の選定には前各号の他、使用水量、時間的変化、立地条件等を考慮すること。 ・圧力タンク及びポンプ加圧給水方式は、水圧が一定しない場合があり高架タンク式が可能な場合は高架タンクによる給水方式を採用するものとする。</p>	<p>3. 給水方式</p> <p>給水方式は、大別して直結直圧式、<b>直結増圧式又は受水槽式</b>に分類される。これらの方式のいずれかを採用するかは、付近の配水管網の状況、地形、配水管布設計画との関連を十分調査のうえ決定するものとし、<b>下記の給水計画</b>については事前に協議(給水<b>申込み</b>事前協議書)しなければならない。</p> <p><b>・配水管布設(布設替)工事を計画する場合</b> <b>・集合住宅を計画する場合</b> <b>・大口径(40mm以上)の給水装置工事を計画する場合</b> <b>・直結増圧式給水を計画する場合</b> <b>・受水槽式給水を計画する場合</b> <b>・店舗、テナントビル等専用住宅以外の施設を計画する場合</b> <b>・その他水道事業者が必要と認める場合</b></p> <p>1) 直結<b>直圧</b>式給水 給水装置の末端である給水栓まで配水管の水圧をそのまま利用して直接給水する方式であり2階建家屋まで給水可能である。<b>3階部分への直結直圧式給水については、3階直結直圧式給水施工基準により事前に協議をしなければならない。</b></p> <p>2) <b>直結増圧式給水</b> <b>給水管に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式である。専用住宅、店舗併用住宅、集合住宅、事務所ビルなどで3階建て以上10階建て程度までの建物が対象となる。(「直結増圧給水設計施工基準」を満たすものに限る。)</b></p> <p>3) <b>受水槽式給水</b> 受水槽を設け、水をいったんこれに貯えてから給水する方式で、下記の場合は原則として受水槽式給水とする。</p> <p><b>受水槽式は、下記のとおり</b></p> <p><b>(1)高置水槽式</b> 受水槽にいったん受水したのち、揚水ポンプで高置<b>水槽</b>に貯水し、<b>自然流下によって給水する方法</b></p> <p><b>(2)圧力水槽式</b> 受水槽にいったん受水したのち、揚水ポンプで圧力<b>水槽</b>に貯え、その内部圧力によって給水する方法</p> <p><b>(3)ポンプ直送式</b> 受水槽にいったん受水したのち、加圧ポンプの圧力で給水する方法</p> <p>* 選定上の注意事項 ・受水槽式の選定には<b>項目(1)~(3)のほか</b>、使用水量、時間的変化、立地条件等を考慮すること。</p>	<p>(P,4)</p> <p>給水申込み事前協議書が必要となる案件について、箇条書きにより明記した。</p> <p>(P,4)</p> <p>直結増圧式給水を追加した。(P,5)</p> <p>以下<b>受水タンク</b>は<b>受水槽</b>と表記する。(P,5)</p> <p>(1)タンク式の種類を削除した。</p> <p>旧基準2番目の項目を削除し、1つの項目とした。</p>																																																																																																																																																																																

旧 基 準	新 基 準	説 明																																																																																																																																																																																																																																								
<p>4. 設計水量 表2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>使用量 (ℓ/min)</th> <th>対応する給水栓の口径 (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>台 所 流 し</td><td>12～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 濯 流 し</td><td>12～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 面 器</td><td>8～15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>浴槽 (和式)</td><td>20～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>浴槽 (洋式)</td><td>30～60</td><td>20～25</td><td></td></tr> <tr><td>シャワー</td><td>8～15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>小便器 (洗浄水槽)</td><td>12～20</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>小便器 (洗浄弁)</td><td>15～30</td><td>13</td><td>一回の流量 2～3ℓ</td></tr> <tr><td>大便器 (洗浄水槽)</td><td>12～20</td><td>10～13</td><td>一回の流量</td></tr> <tr><td>大便器 (洗浄弁)</td><td>70～130</td><td>25</td><td>13.5～16.5ℓ</td></tr> <tr><td>手洗い器</td><td>5～15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>消化栓 (小型)</td><td>130～260</td><td>40～50</td><td></td></tr> <tr><td>散 水</td><td>15～40</td><td>13～20</td><td>業務用</td></tr> <tr><td>洗 車</td><td>35～65</td><td>20～25</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>6. 受水槽 受水槽以下の装置は、法第3条第9項及び建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)第129条の2第2項第6号及び第3項第5号に規定する給水装置ではないが、3階建以上の建物に供給する場合、又は一時的多量の水を必要とする使用状態で直圧では給水できない場合及び減圧・断水等の場合においても一定の水圧を必要とする箇所には、この基準により指導する。</p> <p>第3章 施工 1. 使用材料 表3-1 使用資材及び器具承認基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>承 認 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用塩化ビニル管及び継ぎ手</td> <td>口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管</td> <td>口径20mm～25mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>PEP用 乙止水栓 丙止水栓</td> <td>口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。</td> </tr> <tr> <td>仕 切 弁</td> <td>口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>メーター器 篋</td> <td>メータ口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管</td> <td>口径75mm以上、第一種K型とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 埋設基準 表3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路別管種</th> <th>国道及び県道</th> <th>公道 (市道又は市道に準ずる道路)</th> <th>宅 地 内</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用塩化ビニル管</td> <td>土被0.7m以上</td> <td>土被0.7m以上</td> <td>土被0.3m以上</td> <td>VP</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>PEP</td> </tr> <tr> <td>水道用塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>VLP</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>FCD</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配管 1) 公道工事基準 (1) 給水管の種類 ①ダクタイル鋳鉄管 (モルタルライニング) 75mm ②塩化ビニルライニング鋼管 (表面亜鉛メッキ) 20mm～50mm ③水道用ポリエチレン管 20mm～25mm ④水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 20mm～50mm</p>	用 途	使用量 (ℓ/min)	対応する給水栓の口径 (mm)	備 考	台 所 流 し	12～40	13～20		洗 濯 流 し	12～40	13～20		洗 面 器	8～15	13		浴槽 (和式)	20～40	13～20		浴槽 (洋式)	30～60	20～25		シャワー	8～15	13		小便器 (洗浄水槽)	12～20	13		小便器 (洗浄弁)	15～30	13	一回の流量 2～3ℓ	大便器 (洗浄水槽)	12～20	10～13	一回の流量	大便器 (洗浄弁)	70～130	25	13.5～16.5ℓ	手洗い器	5～15	13		消化栓 (小型)	130～260	40～50		散 水	15～40	13～20	業務用	洗 車	35～65	20～25		名 称	承 認 基 準	水道用塩化ビニル管及び継ぎ手	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。	水道用ポリエチレン管	口径20mm～25mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。	塩化ビニルライニング鋼管	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。	PEP用 乙止水栓 丙止水栓	口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。	仕 切 弁	口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。	メーター器 篋	メータ口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。	水道用ダクタイル鋳鉄管	口径75mm以上、第一種K型とし、水道協会検査合格品とする。	道路別管種	国道及び県道	公道 (市道又は市道に準ずる道路)	宅 地 内	摘 要	水道用塩化ビニル管	土被0.7m以上	土被0.7m以上	土被0.3m以上	VP	水道用ポリエチレン管	"	"	"	PEP	水道用塩化ビニルライニング鋼管	"	"	"	VLP	ダクタイル鋳鉄管	"	"	"	FCD	<p>4. 設計水量 表2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>使用量 (ℓ/min)</th> <th>対応する給水栓の口径 (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>台 所 流 し</td><td>12～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 濯 流 し</td><td>12～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 面 器</td><td>8～15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>浴槽 (和式)</td><td>20～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>浴槽 (洋式)</td><td>30～60</td><td>20～25</td><td></td></tr> <tr><td>シャワー</td><td>8～15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>小便器 (洗浄水槽)</td><td>12～20</td><td>13</td><td>一回(4～6秒)</td></tr> <tr><td>小便器 (洗浄弁)</td><td>15～30</td><td>13</td><td>の流量 2～3ℓ</td></tr> <tr><td>大便器 (洗浄水槽)</td><td>12～20</td><td>10～13</td><td>一回(8～12秒)</td></tr> <tr><td>大便器 (洗浄弁)</td><td>70～130</td><td>25</td><td>の流量</td></tr> <tr><td>手洗い器</td><td>5～15</td><td>13</td><td>13.5～16.5ℓ</td></tr> <tr><td>消化栓 (小型)</td><td>130～260</td><td>40～50</td><td></td></tr> <tr><td>散 水</td><td>15～40</td><td>13～20</td><td></td></tr> <tr><td>洗 車</td><td>35～65</td><td>20～25</td><td>業務用</td></tr> </tbody> </table> <p>6. 受水槽 受水槽以下の装置は、法第3条第9項及び建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)第129条の2第2項第6号及び第3項第5号に規定する給水装置ではないが、3階建以上の建物に供給する場合、又は一時的多量の水を必要とする使用状態で直圧では給水できない場合及び減圧・断水等の場合においても一定の水圧を必要とする箇所には、この基準により指導する。</p> <p>第3章 施工 1. 使用材料 表3-1 使用資材及び器具承認基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>承 認 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用塩化ビニル管及び継ぎ手</td> <td>口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管</td> <td>口径20mm～50mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>PEP用 乙止水栓 丙止水栓</td> <td>口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。</td> </tr> <tr> <td>仕 切 弁</td> <td>口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>メーター器 篋</td> <td>メーター口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。</td> </tr> <tr> <td>水道用ダクタイル鋳鉄管</td> <td>口径75mm以上、耐震形継手を有するものとし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> <tr> <td>配水用ポリエチレン管</td> <td>口径75mm以上とし、水道協会検査合格品とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 埋設基準 表3-2 埋設基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路別管種</th> <th>国道及び県道</th> <th>公道 (市道又は市道に準ずる道路)</th> <th>宅 地 内</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用塩化ビニル管</td> <td>土被0.7m以上</td> <td>土被0.7m以上</td> <td>土被0.3m以上</td> <td>VP</td> </tr> <tr> <td>水道用塩化ビニル管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>HIVP</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>PEP</td> </tr> <tr> <td>水道用塩化ビニルライニング鋼管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>VLP</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>DIP</td> </tr> <tr> <td>配水用ポリエチレン管</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>HPPE</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 配管 1) 公道工事基準 (1) 給水管の種類 <b>表3-3 給水管の種類と文字記号</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>口径</th> <th>文字記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管 (モルタルライニング)</td> <td>75mm以上</td> <td>DIP</td> </tr> <tr> <td>配水用ポリエチレン管</td> <td>75mm以上</td> <td>HPPE</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルライニング鋼管 (表面亜鉛メッキ)</td> <td>20mm～50mm</td> <td>VLP</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管 (二層管)</td> <td>20mm～50mm</td> <td>PEP</td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td> <td>20mm～50mm</td> <td>HIVP</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	使用量 (ℓ/min)	対応する給水栓の口径 (mm)	備 考	台 所 流 し	12～40	13～20		洗 濯 流 し	12～40	13～20		洗 面 器	8～15	13		浴槽 (和式)	20～40	13～20		浴槽 (洋式)	30～60	20～25		シャワー	8～15	13		小便器 (洗浄水槽)	12～20	13	一回(4～6秒)	小便器 (洗浄弁)	15～30	13	の流量 2～3ℓ	大便器 (洗浄水槽)	12～20	10～13	一回(8～12秒)	大便器 (洗浄弁)	70～130	25	の流量	手洗い器	5～15	13	13.5～16.5ℓ	消化栓 (小型)	130～260	40～50		散 水	15～40	13～20		洗 車	35～65	20～25	業務用	名 称	承 認 基 準	水道用塩化ビニル管及び継ぎ手	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。	水道用ポリエチレン管	口径20mm～50mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。	塩化ビニルライニング鋼管	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。	PEP用 乙止水栓 丙止水栓	口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。	仕 切 弁	口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。	メーター器 篋	メーター口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。	水道用ダクタイル鋳鉄管	口径75mm以上、耐震形継手を有するものとし、水道協会検査合格品とする。	配水用ポリエチレン管	口径75mm以上とし、水道協会検査合格品とする。	道路別管種	国道及び県道	公道 (市道又は市道に準ずる道路)	宅 地 内	摘 要	水道用塩化ビニル管	土被0.7m以上	土被0.7m以上	土被0.3m以上	VP	水道用塩化ビニル管	"	"	"	HIVP	水道用ポリエチレン管	"	"	"	PEP	水道用塩化ビニルライニング鋼管	"	"	"	VLP	ダクタイル鋳鉄管	"	"	"	DIP	配水用ポリエチレン管	"	"	"	HPPE	名称	口径	文字記号	ダクタイル鋳鉄管 (モルタルライニング)	75mm以上	DIP	配水用ポリエチレン管	75mm以上	HPPE	塩化ビニルライニング鋼管 (表面亜鉛メッキ)	20mm～50mm	VLP	水道用ポリエチレン管 (二層管)	20mm～50mm	PEP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	20mm～50mm	HIVP	<p>(P.7) 小便器 (洗浄弁) 及び、大便器 (洗浄弁) の備考欄を訂正した。</p> <p>(P.17) 建築基準法施工令の条項を訂正した。</p> <p>(P.26) 水道用ダクタイル鋳鉄管の使用資材を、第一種K型から耐震形継手を有するものに変更した。 配水用ポリエチレン管の項目を追加した。</p> <p>(P.27) 水道用塩化ビニル管の摘要欄にHIVPを追加した。 配水用ポリエチレン管の項目を追加した。</p> <p>(P.30) 一覧表を作成し、配水用ポリエチレン管及び文字記号の項目を追加した。</p>
用 途	使用量 (ℓ/min)	対応する給水栓の口径 (mm)	備 考																																																																																																																																																																																																																																							
台 所 流 し	12～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
洗 濯 流 し	12～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
洗 面 器	8～15	13																																																																																																																																																																																																																																								
浴槽 (和式)	20～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
浴槽 (洋式)	30～60	20～25																																																																																																																																																																																																																																								
シャワー	8～15	13																																																																																																																																																																																																																																								
小便器 (洗浄水槽)	12～20	13																																																																																																																																																																																																																																								
小便器 (洗浄弁)	15～30	13	一回の流量 2～3ℓ																																																																																																																																																																																																																																							
大便器 (洗浄水槽)	12～20	10～13	一回の流量																																																																																																																																																																																																																																							
大便器 (洗浄弁)	70～130	25	13.5～16.5ℓ																																																																																																																																																																																																																																							
手洗い器	5～15	13																																																																																																																																																																																																																																								
消化栓 (小型)	130～260	40～50																																																																																																																																																																																																																																								
散 水	15～40	13～20	業務用																																																																																																																																																																																																																																							
洗 車	35～65	20～25																																																																																																																																																																																																																																								
名 称	承 認 基 準																																																																																																																																																																																																																																									
水道用塩化ビニル管及び継ぎ手	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
水道用ポリエチレン管	口径20mm～25mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
塩化ビニルライニング鋼管	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
PEP用 乙止水栓 丙止水栓	口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。																																																																																																																																																																																																																																									
仕 切 弁	口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
メーター器 篋	メータ口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。																																																																																																																																																																																																																																									
水道用ダクタイル鋳鉄管	口径75mm以上、第一種K型とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
道路別管種	国道及び県道	公道 (市道又は市道に準ずる道路)	宅 地 内	摘 要																																																																																																																																																																																																																																						
水道用塩化ビニル管	土被0.7m以上	土被0.7m以上	土被0.3m以上	VP																																																																																																																																																																																																																																						
水道用ポリエチレン管	"	"	"	PEP																																																																																																																																																																																																																																						
水道用塩化ビニルライニング鋼管	"	"	"	VLP																																																																																																																																																																																																																																						
ダクタイル鋳鉄管	"	"	"	FCD																																																																																																																																																																																																																																						
用 途	使用量 (ℓ/min)	対応する給水栓の口径 (mm)	備 考																																																																																																																																																																																																																																							
台 所 流 し	12～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
洗 濯 流 し	12～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
洗 面 器	8～15	13																																																																																																																																																																																																																																								
浴槽 (和式)	20～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
浴槽 (洋式)	30～60	20～25																																																																																																																																																																																																																																								
シャワー	8～15	13																																																																																																																																																																																																																																								
小便器 (洗浄水槽)	12～20	13	一回(4～6秒)																																																																																																																																																																																																																																							
小便器 (洗浄弁)	15～30	13	の流量 2～3ℓ																																																																																																																																																																																																																																							
大便器 (洗浄水槽)	12～20	10～13	一回(8～12秒)																																																																																																																																																																																																																																							
大便器 (洗浄弁)	70～130	25	の流量																																																																																																																																																																																																																																							
手洗い器	5～15	13	13.5～16.5ℓ																																																																																																																																																																																																																																							
消化栓 (小型)	130～260	40～50																																																																																																																																																																																																																																								
散 水	15～40	13～20																																																																																																																																																																																																																																								
洗 車	35～65	20～25	業務用																																																																																																																																																																																																																																							
名 称	承 認 基 準																																																																																																																																																																																																																																									
水道用塩化ビニル管及び継ぎ手	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
水道用ポリエチレン管	口径20mm～50mm、第一種管 (二層管) とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
塩化ビニルライニング鋼管	口径13mm～50mmとし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
PEP用 乙止水栓 丙止水栓	口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。 口径25mm以下とし、ボール型で市指定のものとする。																																																																																																																																																																																																																																									
仕 切 弁	口径40mm～50mm、砲金製 (内衬式、Oリング付)、口径75mm水道用仕切弁とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
メーター器 篋	メーター口径13mm～40mm は知立市型、50mm 以上は知立市の承認したものとする。																																																																																																																																																																																																																																									
水道用ダクタイル鋳鉄管	口径75mm以上、耐震形継手を有するものとし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
配水用ポリエチレン管	口径75mm以上とし、水道協会検査合格品とする。																																																																																																																																																																																																																																									
道路別管種	国道及び県道	公道 (市道又は市道に準ずる道路)	宅 地 内	摘 要																																																																																																																																																																																																																																						
水道用塩化ビニル管	土被0.7m以上	土被0.7m以上	土被0.3m以上	VP																																																																																																																																																																																																																																						
水道用塩化ビニル管	"	"	"	HIVP																																																																																																																																																																																																																																						
水道用ポリエチレン管	"	"	"	PEP																																																																																																																																																																																																																																						
水道用塩化ビニルライニング鋼管	"	"	"	VLP																																																																																																																																																																																																																																						
ダクタイル鋳鉄管	"	"	"	DIP																																																																																																																																																																																																																																						
配水用ポリエチレン管	"	"	"	HPPE																																																																																																																																																																																																																																						
名称	口径	文字記号																																																																																																																																																																																																																																								
ダクタイル鋳鉄管 (モルタルライニング)	75mm以上	DIP																																																																																																																																																																																																																																								
配水用ポリエチレン管	75mm以上	HPPE																																																																																																																																																																																																																																								
塩化ビニルライニング鋼管 (表面亜鉛メッキ)	20mm～50mm	VLP																																																																																																																																																																																																																																								
水道用ポリエチレン管 (二層管)	20mm～50mm	PEP																																																																																																																																																																																																																																								
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	20mm～50mm	HIVP																																																																																																																																																																																																																																								

旧 基 準	新 基 準	説 明
<p>(2)取出方法及び資材</p> <p>a. 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設分水栓及び配水管接続継ぎ手との間隔は、30cm以上離すこと。</li> </ul> <p>・給水管の口径は配水管の口径より2段階小さいものでなければならない。また配水管口径φ50mmの場合は、メーター口径φ36mmの分岐はできないものとする。但し、周囲の管網状況などにより取出しが許可される場合があるので市役所へ確認すること。</p> <p>b. 取り出し標準図</p> <p>①本管口径100mm. 取り出し口径50mmの場合</p>  <p>②本管口径100mm. 取り出し口径75mmの場合</p>  <p>③本管口径75mm. 取り出し口径20mm~25mmの場合</p>  <p>④本管口径40mm. 50mm. 取り出し口径20mm~25mmの場合</p> 	<p>(2)取出方法及び資材</p> <p>a. 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設分水栓及び配水管接続継ぎ手との <b>離隔について、30cm以上確保すること。</b></li> <li>・<b>他の占用物との離隔について、原則30cm以上確保すること。</b></li> <li>・<b>給水管の口径は配水管の口径より原則2段階小さいものでなければならない。</b></li> <li>・<b>給水管の種類は原則として、ポリエチレン管を使用すること。</b></li> <li>・<b>φ25mm以下の給水管の分岐にはサドル分水栓を用い、φ40mm以上の給水管の分岐には原則として割丁字管を用いて不断水にて分岐すること。</b></li> <li>・<b>上記により難しい場合は、市の給水担当者と協議すること。</b></li> </ul> <p>b. 取り出し標準図(本管口径φ40~300)</p> <p>①給水管の分岐口径がφ20~25mmの場合(例)</p>  <p>②給水管の分岐口径がφ40~50mmの場合(例)</p> <p>※HIVPにて分岐する場合は、PGエボの替わりに金属製'付き'ワットを使用</p>  <p>③給水管の分岐口径がPEPφ75mm以上の場合(例)</p>  <p>④給水管の分岐口径がDIPφ75mm以上の場合(例)</p> 	<p>(P,30~31)</p> <p>旧基準箇条書きを4つに分類した。</p> <p>口径毎における使用材料の修正に伴い、取り出し標準図を修正した。</p>
<p>(3)管布設</p> <p>①口径75mm以上のものについては、ダクタイル鑄鉄管(モルタルライニング)を使用し、土被り0.7m以上に施工する。又河川添架その他露出する箇所はライニング鋼管を使用し、露出部両端を保護し防寒工を施すこと。</p> <p>②口径40mm.50mmのものについては、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用し、土被り0.7m以上に施工する。</p> <p>③口径20mm~25mmのものについては、水道用ポリエチレン管(一種)を使用しメーターより先については厚生省令に定められた材料を使用する。公道分の土被りは0.7m以上に施工し、屋内配管については0.3m以上に施工する。ただし、支管分岐をする場合の土被りは</p> <p>④道路の埋戻しは、管を山砂で保護した後、クラッシャーランで埋戻しすること。山砂の埋戻しの厚さは、管上30cmとする。埋戻しは、必ず30cm以下ごとランマーで入念に突き固めること。</p> <p>(4)止水栓</p> <p>①取り出し口径40mm ~ 50mmのものは仕切弁を使用し、深さは0.6m以上とする。取り付け位置は公私境界より私有地内0.5m ~ 1.0mの位置に施工する。</p>	<p>(3)管布設</p> <p>①口径75mm以上のものについては、<b>配水管用ポリエチレン管もしくはダクタイル鑄鉄管(モルタルライニング)</b>を使用し、土被り0.7m以上に施工する。また河川添架その他露出する箇所はライニング鋼管を使用し、露出部両端を保護し防寒工を施すこと。</p> <p>②口径20mm~50mmのものについては、水道用ポリエチレン管(一種)を使用しメーターより先については厚生省令に定められた材料を使用する。公道分の土被りは0.7m以上に施工し、屋内配管については0.3m以上に施工する。ただし、支管分岐をする場合の土被りは0.7m以上に施工する。</p> <p>③道路の埋戻しは、管を山砂で保護した後、クラッシャーランで埋戻しすること。山砂の埋戻しの厚さは、管上30cmとする。埋戻しは、必ず<b>20cm</b>以下ごとランマーで入念に突き固めること。</p> <p>(4)止水栓</p> <p>①取り出し口径40mm<b>以上</b>のものは仕切弁を使用し、深さは0.6m以上とする。取り付け位置は<b>官民境界</b>より私有地内0.5m ~ 1.0mの位置に施工する。</p>	<p>(P,31)</p> <p>配水管ポリエチレン管を追加した。</p> <p>旧基準②と③を1つに統合し新基準②とした。</p> <p>埋戻し厚さを訂正した。</p> <p>(P,32)</p>
<p>2)屋内工事</p> <p>(2)民地内配管</p> <p>②メーター前後の配管</p> <p>(イ)φ25mm以下の場合</p> <p>メーター前後は、PEP又はVPを使用すること。</p> <p>(単独装置) (連合装置)</p>  <p>(ロ)φ40・50mmの場合</p> <p>メーターの屋内側にバルブを取り付け、メーターの前後にV.P.を使用すること。</p>  <p>(ハ)φ75mmの場合</p> <p>メーターの屋内側に仕切弁を取り付け、メーター前後にV.L.P.を使用すること。</p> 	<p>2)屋内工事</p> <p>(2)民地内配管</p> <p>②メーター前後の配管</p> <p>(イ)φ25mm以下の場合</p> <p><b>第一止水栓まではPEPを使用し、それ以降はPEP又はHIVPを使用すること。</b></p> <p>(単独装置) (連合装置)</p>  <p>(ロ)φ40・50mmの場合</p> <p>メーターの屋内側にバルブを取り付け、メーターの前後にPEP又はHIVPを使用すること。</p>  <p>(ハ)φ75mmの場合</p> <p>メーターの屋内側に仕切弁を取り付け、メーター前後にV.L.P.を使用すること。</p> 	<p>口径毎における使用管種の修正に伴い、取り出し配管図を修正した。</p>

給水装置設計施工基準 新旧対照表 (4/4)

平成29年4月1日改正

旧 基 準	新 基 準	説 明
<p>5. メーター設置の取り扱い</p> <p>3) 中高層集合住宅のメーター検針について 3階以上の建物で受水槽方式により給水される共同住宅については、「中高層住宅水道特別取扱要綱」に基づき、給水栓を有する各戸数分の受益者分担金(φ13mm分)を徴収し、各戸検針及び水道使用料金徴収をすることができる。 ★取扱要綱の概要 ※市平型メーター又は遠隔指示式水道メーターの設置の選択は施主ができる。</p> <p>①新規に遠隔指示式水道メーターを設置する場合 ・新規集中検針盤、新規遠隔指示式水道メーターの設置費用は施主負担。 ・集中検針盤(16年後)、遠隔指示式水道メーター(8年後)の取替の際の設置費用は市負担。この時、集中検針方式から平型方式に変更もできる。</p> <p>②新規に市平型メーターを設置する場合 ・新規平型メーターの設置費用は施主負担。 ・8年後のメーター取替は市負担。</p> <p>6. 公道取付工事仕様書</p> <p>5) 工事竣工届は、工事人、主任技術者の署名、捺印をもって開栓予定日の3日前までに提出しなければならない。</p> <p>12) 工事は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、不測の事態が発生し、時間内に工事が完了しない場合は、その旨を市の担当者に連絡し速やかに完了すること。</p> <p>土工標準図</p> <p>※再生クラッシャーラン(RC-40)は使用しないものとする ※管明示テープは管上30cmとする。</p> <p>第4章 給水装置工事事務 頁</p> <p>1. 事務経路</p> <p>2) 工事の申し込み</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>① 工事申込者が必要とする口径 ② 開始希望年月日 ③ 止水栓、量水器、取り出し管等の位置 ④ その他申込書に記載されている事項</p> <p>2. 関係書類とその記載要領</p> <p>1) 給水装置工事申込書</p> <p>イ. 工事種別 ロ. 申込者 ハ. 設置場所 ニ. 給水装置所有者・家屋所有者 ホ. 支払義務者 ヘ. 代理人 ト. 使用者氏名 チ. 給水希望年月日 リ. 住宅・アパート名等 ヌ. 摘要欄 ル. 指定工事店名・主任技術者名</p> <p>5) 移譲移管届 公道内(国、県、市道又はそれに準ずる道路)に布設する給水装置及び配水管と丙止水栓(乙止水栓)との間は、原則として工事完了後に移譲移管しなければならない。 移譲移管後の管理は市において行い使用権は給水装置所有者に帰属するものとする。</p> <p>9) 誓約書 ロ. 3階建の戸建住宅において受水槽の設置ができない場合。</p> <p>3. 特別な手続きを必要とする工事</p> <p>1) 事前協議書の提出</p> <p>イ. 集合住宅の場合。 ロ. 公道工事の費用が多額な場合 ハ. 配水管布設工事を必要とする場合 ニ. 大口の給水装置工事 ホ. その他水道事業者が必要と認める</p> <p>4. 施工過程における各種手続</p> <p>1) 事前施工願 2) 設計変更 下記のひとつに該当する場合には、設計変更の手続を経なければならない。 イ. 公道取付工事において、設計と異なる施工の必要が生じた場合。 ロ. 屋内工事において、設計給水量・水栓数・配管位置等に変更をきたす場合。 設計変更の手続は、給水装置工事申込書の設計変更の項目を○で囲み、変更前後の設計野帳を添付し、変更理由を明確に記入して水道事業者へ提出する。</p> <p>3) 再検査申込 4) 申込みの取消 5) 臨時給水の申請</p>	<p>5. メーター設置の取り扱い</p> <p>3) 中高層集合住宅のメーター設置について <b>(1)3階以上の建物で受水槽式又は直結増圧式により給水される共同住宅(店舗等併設も含む)については、給水栓を有する各戸数分の受益者分担金(φ13mm分)を徴収し、各戸検針及び水道使用料金を徴収することができる。</b></p> <p><b>①遠隔指示式水道メーターを設置する場合 集中検針盤、遠隔指示式水道メーターの設置及び取替にかかる費用については施主の負担とする。</b></p> <p><b>②市平型メーターを設置する場合 新規平型メーターの設置にかかる費用は施主の負担とし、取替(8年毎)については市の負担とする。</b></p> <p><b>(2)既存の中高層集合住宅について 受水槽式又は直結増圧式により給水される共同住宅において、親メーター口径分の受益者分担金を徴収され、親メーター検針又は集中検針盤(遠隔指示式水道メーター)検針をしている場合 ・集中検針盤及び遠隔指示式水道メーターの修繕又は取替にかかる費用については施主の負担とする。 ・集中検針盤(16年毎)または遠隔指示式水道メーター(8年毎)の取替にかかる費用については施主の負担とする。 ・集中検針方式から平型方式に変更する場合は、改造費用を施主が負担するものとする。ただし、差額分(φ13×給水栓を有する各戸数×親メーター口径分の受益者分担金)の受益者分担金の徴収を行わないこととし、建て替え等が発生した場合においても、メーターを設置していた各戸数分の権利を有するものとする。</b></p> <p>6. 公道取付工事仕様書</p> <p>5) 工事検査届は、工事人、主任技術者の署名、捺印をもって開栓予定日の3日前までに提出しなければならない。</p> <p>12) 不測の事態が発生した場合は、その旨を市の担当者に連絡し速やかに完了すること。</p> <p>土工標準図</p> <p>※管明示テープは管上30cmとする。</p> <p>第4章 給水装置工事事務取扱要領</p> <p>1. 事務経路</p> <p>2) 工事の申し込み</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>① 工事申込者が必要とする口径 ② 止水栓、量水器、取り出し管等の位置 ③ その他申込書に記載されている事項</p> <p>2. 関係書類とその記載要領</p> <p>1) 給水装置工事申込書</p> <p>イ. 工事種別 ロ. 申込者 ハ. 設置場所 ニ. 給水装置所有者・家屋所有者 ホ. 支払義務者 ヘ. 代理人 ト. 使用者氏名 チ. 摘要欄 リ. 指定工事店名・主任技術者名</p> <p>5) 管理移管届 公道内(国、県、市道又はそれに準ずる道路)に布設する給水装置及び配水管と丙止水栓(乙止水栓)との間は、原則として工事完了後に管理移管しなければならない。 管理移管後の管理は市において行い所有権は給水装置所有者に帰属するものとする。</p> <p>9) 誓約書 <b>ロ. 基準に定められたメーター口径毎の給水管布設延長距離を越える場合。</b></p> <p>3. 特別な手続きを必要とする工事</p> <p>1) 事前協議書の提出</p> <p><b>・配水管布設(布設替)工事を計画する場合 ・集合住宅を計画する場合 ・大口径(40mm以上)の給水装置工事を計画する場合 ・直結増圧式給水を計画する場合 ・受水槽式給水を計画する場合 ・店舗、テナントビル等専用住宅以外の施設を計画する場合 ・その他水道事業者が必要と認める場合</b></p> <p>4. 施工過程における各種手続</p> <p>1) 設計変更 下記のひとつに該当する場合には、<b>給水担当者と協議し、その指示に従わなければならない。</b> イ. 公道取付工事において、設計と異なる施工の必要が生じた場合。 ロ. 屋内工事において、設計給水量・水栓数・配管位置等に変更をきたす場合。</p> <p>2) 再検査申込 3) 申込みの取消 4) 臨時給水の申請</p>	<p>(P.36)</p> <p>給水装置工事申込書の様式修正に伴い、名称を修正した。(P.42)</p> <p>施工時間についての記述を削除した。</p> <p>(P.47)</p> <p>再生クラッシャーラン(RC-40)も使用可能とした。</p> <p>(P.48)</p> <p>給水装置工事申込書の様式修正に伴い、旧基準②の項目を削除した。</p> <p>(P.49)</p> <p>給水装置工事申込書の様式修正に伴い、旧基準 チ.リ の項目を削除した。</p> <p>給水装置工事申込書の様式修正に伴い、名称を修正した。(P.50)</p> <p>(P.51)</p> <p>(P.51)</p> <p>給水申込み事前協議書が必要となる案件について、箇条書きにより明記した。</p> <p>(P.52)</p> <p>1) 事前施工願を削除した。</p> <p>設計変更の手続きに関するの説明文を削除した。</p>